

山口県主要農作物原種配付要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が生産する主要農作物の原種配付に関し必要な事項を定めるものとする。

(配付先)

第2 原種の配付は、山口県主要農作物種子生産実施要綱第6条の4において、県に報告した一般種子生産ほ場(以下「生産ほ場」という。)に供用する場合に限る。

2 但し、農林水産部長は、特に必要があると認める場合には、前項の規定以外でも原種を配付することができる。

(有償配付)

第3 原種は、有償配付とし、その価格は別に定める。

(原種配付申請)

第4 原種の配付を受けようとする生産者及び協会(以下「申請者」という。)は、別記様式1により申請書を農林水産部長に提出しなければならない。

(限度数量)

第5 原種配付の数量限度は、生産ほ場の面積10a当たり、水稻が4.0kg、小麦が7.0kg、裸麦が6.0kg、大麦が7.0kg、大豆は6.5kgとする。

(原種配付)

第6 農林水産部長は、第4の申請書を受理したときは、その内容を精査し、原種生産数量の範囲内において、別記様式2により配付する。また、関係機関にその旨を通知する。

(原種表示)

第7 山口県農林総合技術センター所長は、そのほ場において生産された主要農作物の原種を審査し、当該原種のうち、種子用に供するものについては、その包装ごとに別記様式3により表示しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。